

## 転出される皆さまへ

岡崎市に在住中は、岡崎市発展のために御協力いただきましてありがとうございました。  
下記のことにご注意いただき、新しい住所地で転入の手続きをお願いします。

◆新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。

- ・転出証明書の記載内容が合っているか確認してください。
- ・転入届出前に婚姻届等の戸籍届出を予定している方は受理証明書が必要になる場合があります。
- ・その他必要なものについては転入先の市町村にお問合せください。

◆国外へ転出する場合

- ・通知カード、マイナンバーカードは海外転出により使用ができなくなります。返納処理をしますので、岡崎市役所市民課、支所又は市民サービスコーナーまで御持参ください。
- ・日本への再転入時、帰国日が分かるもの(パスポート、搭乗券等)、戸籍謄本、戸籍の附票などが必要な場合があります。また、旧氏を登録されている場合は海外転出時に削除されます。再転入時に同じ旧氏の登録を希望される方は、当市での住民票の除票等が必要になります。詳しくは転入先の市町村にお問合せください。
- ・住民票の除票(転出日以降に交付可)は、本人又は本人から委任をされた代理人が請求できます。なお、必要書類やマイナンバーの記載を希望される場合は、事前に市民課にお問合せください。

◆転出内容(予定日・転出先)を変更した場合

- ・今お持ちの転出証明書で転入届は受付できます。そのまま新しい市町村役場へ提出してください。

◆転出を取り止める場合

- ・至急、お渡した転出証明書と本人確認できるもの(免許証等)をお持ちのうえ、岡崎市役所市民課又は支所で手続きをお願いします。

◆お手数ですが、下記事項に該当する方はそれぞれの担当課で手続き、確認をしてください。

<各種手続きに必要な書類>

○申請者の本人確認書類

該当者	手続き	担当課 電話番号
印鑑登録者	転出と同時に登録は自動的に抹消されます。	市民課 東庁舎1階⑤ 23-6132
住民基本台帳カード をお持ちの方	転入先へカードを提出してください。 ※転入届の際、カードの暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。	市民課 東庁舎1階⑦ 23-6129
マイナンバーカード をお持ちの方	転入先へカードを提出してください。 ※転入届の際、カードの暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。	
国民健康保険被保険者及び 擬制世帯主(国保の被保険 者でない世帯主)	転出に係る手続きが必要です。 被保険者証、マイナンバーのわかるものを持参のうえお越しください。 ※転出日以降、岡崎市の被保険者証は使用できません。	国保年金課 東庁舎1階⑩ 23-6167
国民年金第1号加入者	海外在住中任意加入を希望される日本国籍の方は手続きが必要です。	国保年金課 東庁舎1階⑩ 23-6171
後期高齢者医療被保険者	転出に係る手続きが必要です。 被保険者証を持参のうえお越しください。	医療助成室 東庁舎1階⑪ 23-6841
障がい者医療費受給者 子ども医療費受給者 母子家庭等医療費受給者 後期高齢者福祉医療受給者	喪失届を提出し、受給者証をお返しください。 転入先での手続きに所得(課税)証明書が必要な場合があります。転入先の市町村にお問合せください。	医療助成室 東庁舎1階⑪ 23-6148
児童手当・遺児手当・ 児童扶養手当受給者	受給者(児童の父母等)や児童が転出する場合は、消滅等の手続きをしてください。 転入先での手続きに必要な書類については転入先の窓口へお問合せください。	子育て支援室 東庁舎1階⑫ 23-6628 23-6150
身体障がい者手帳・ 療育手帳をお持ちの方	転入先で住所変更の手続きを行ってください。	障がい福祉課 福祉会館1階⑬ 23-6113
福祉扶助料・特別児童扶養 手当等受給者	手当の喪失等の手続きをしてください。転入先での手続きに所得(課税)証明書が必要な場合があります。担当にお問合せください。	
障がい福祉サービス受給者証・ 地域生活支援事業受給者証・ 児童通所支援受給者証 をお持ちの方	岡崎市で発行した受給者証は使用できなくなるため、お返しください。 利用事業所に転出する旨を伝え、必要な手続きを行ってください。 入所施設へ住所を異動する場合は障がい福祉課にて御相談ください。	障がい福祉課 福祉会館1階⑬ 23-6853

\* 裏面も御覧ください \*

該当者	手続き	担当課 電話番号
精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	転入先での手続きが必要です。転入先の市町村にお問合せください。	障がい福祉課 福祉会館1階⑩ 23-6180
自立支援医療受給者(精神通院)	転入先での手続きが必要です。転入先の市町村にお問合せください。	
自立支援医療(育成医療) の受給者	返納の手続きをしてください。 引き続き転入先で受給される場合は、転入先の市町村にお問合せください。	
特定医療費受給者 特定疾患医療費給付事業受給者 先天性血液凝固因子障害等 治療研究事業受給者	県外に転出される方は、返納の手続きをしてください。 引き続き転入先で受給される場合は、障がい福祉課にお問合せください。	長寿課 福祉会館1階⑨ 23-6147
高齢者在宅福祉サービスの受給者	在宅ねたきり高齢者等見舞金受給者及び緊急通報システム利用者は 長寿課で資格喪失(利用辞退)の手続きをしてください。	
65歳以上の方	介護保険被保険者証をお返してください。	介護保険課 福祉会館1階⑨ 23-6647
市外の介護保険の住所地特例 対象施設へ入所・入居する方	住所地特例の届出をしてください。 ※介護保険の住所地特例対象施設は、介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き 高齢者向け住宅等の一部です。対象施設かわからない場合はお問合せください。	
介護保険の認定をお持ちの 方、または、介護保険要介護 認定申請中の方	介護保険課で介護保険受給資格証明書を発行いたします。 介護保険受給資格証明書を転入先の介護保険担当窓口へ <b>転入日から14日以内に 必ず提出してください。</b> 介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をお返してください。	介護保険課 福祉会館1階⑨ 23-6683
未使用の妊産婦・乳児健康診査 受診票をお持ちの方	転出日以降使用ができなくなります。転入先の市町村にお問合せください。	家庭児童課 福祉会館3階 23-7683
県外で妊婦・産婦・乳児健康診 査を受診された方	転出前に払い戻しの手続きをしてください。	
未熟児養育医療の受給者	返納の手続きをしてください。 引き続き転入先で受給される場合は、転入先の市町村にお問合せください。	市民税課 東庁舎3階 23-6082 資産税課 東庁舎3階 23-6107
市税の納税義務者	海外へ転出される方は、転出者に代わって税に関する手続きを行う納税管理人の設定 が必要です。詳しくは、担当にお問合せください。	
軽自動車・バイク等の所有者	車検証の書換えやナンバープレートの変更などの手続きが必要です。 詳しくは、担当にお問合せください。	市民税課 東庁舎3階 23-6075
B型・C型肝炎患者医療給付受給者	転入先の保健所にお問合せください。	保健所 (岡崎げんき館) 2階総合受付 23-6179
小児慢性特定疾病医療の受給者	返納の手続きをしてください。 引き続き転入先で受給される場合は、転入先の市町村にお問合せください。	
乳幼児健康診査がお済みでない方 (4か月児・1歳6か月児・3歳児)	転入先の市町村にお問合せください。	
未使用の子宮頸がん検診・乳がん検 診無料クーポン券をお持ちの方	転出日以降使用ができなくなります。 転入先の市町村にお問合せください。	
未使用の予防接種券を お持ちの方	転出日以降使用ができなくなります。 転入先の市町村にお問合せください。	動物総合センター (東公園内) 27-0444
犬を飼っている方	転入先の市町村にお問合せください。	
保育園・こども園の在園児	在園の保育園、こども園で退園の手続きをしてください。	各保育園 各こども園
小中学生	本市での在籍校から受け取った「在学証明書」等の書類を持参の上、 転出先の学校で手続きをしてください。	教)学校指導課 福祉会館4階 23-6425
水道・下水道を使用の方	給水中止・下水道使用異動等の手続きをしてください。 電話・FAX・電子申請いずれかの方法でお申し込みください。 (電子申請は市のホームページから)	上下水道部サービス課 西庁舎6階 TEL:23-6350 FAX:23-8130
農業集落排水処理施設を 使用の方	農業集落排水処理施設使用異動等の手続きをしてください。 詳しくは担当にお問合わせください。	
浄化槽を使用の方	浄化槽使用廃止、浄化槽使用休止等の手続きをしてください。 詳しくは担当にお問合せください。	廃棄物対策課 福祉会館5階 23-6871
岡崎墓園墓地及び 納骨壇利用者	住所変更届を提出してください。 ※マイナンバーカードは不要です。	岡崎墓園管理事務所 (岡崎墓園内) 46-3260

メールでのお問合せは、岡崎市ホームページ各担当課の「メールフォーム」を御利用ください。

令和5年4月

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地  
岡崎市役所 市民安全部 市民課 届出窓口係  
TEL: 0564-23-6129 FAX: 0564-27-1158